

会津若松市介護サービス事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱

(令和6年9月18日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和6年4月4日付け老発第0404第3号厚生労働省老健局長通知。以下「確認検査指針」という。）に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について必要な事項等を定めることにより、的確かつ効果的な検査を実施し、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

(検査方針)

第2条 検査は、介護サービス事業者の業務管理体制の整備・運用状況を確認し、当該介護サービス事業者が自主的に業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けるとともに、問題点が確認された場合においては、必要に応じて公正かつ適切な措置をとることを方針とする。また、厚生労働省が定める確認検査指針を踏まえ実施するものとする。

(検査の対象)

第3条 検査の対象は、地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所等が市内に所在するものとする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般検査

法に基づく届出事項に係る整備・運用状況を確認するものとし、介護サービス事業者の規模・法人種別等に応じた適切な業務管理体制が整備されているかについて、的確な検証を行うものとする。検査方法は、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式によるものとするが、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン会議システムを活用することができる。活用にあたっては、介護サービス事業者の過度な負担とならないよう十分に配慮する。なお、業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法であれば、面談方式に限らず書面の記載内容の確認を行う書面方式による検査とすることも差し支えない。

(2) 特別検査

指定を受けている介護サービス事業所（以下「指定事業所」という。）の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該指定事業所の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無について検証を行うものとする。また、指定事業所の指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した場合も、当該指定事業所の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況の検証を行うものとする。検査方法は、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式によるものとする。

(検査計画等)

第5条 検査計画は、次のとおりとする。

(1) 一般検査

原則としておおむね6年に1回実施するものとし、実施年度に計画を策定するものとする。なお、小規模の介護サービス事業者に対する検査については、指定事業所に対する法第23条に基づく運営指導に併せて実施するなど、効率的な方法で行って差し支えないものとする。

(2) 特別検査

第4条第2号に掲げる事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

(検査の通知)

第6条 検査の対象となる介護サービス事業者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該事業者原則として検査実施日の1月前までに通知するものとする。なお、特別検査については、あらかじめ通知したのでは実効性のある実態把握ができないと認められる場合は、特別検査開始時に通知する。

- (1) 検査の根拠規定
- (2) 検査の日時及び場所
- (3) 検査担当者
- (4) 出席者(役職名等で可)
- (5) 準備すべき書類等

(検査結果の通知)

第7条 検査の結果は、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、文書で通知するものとする。

- (1) 勧告
厚生労働省で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (2) 命令
勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めてその措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、命令したときは、その旨を公表しなければならない。この場合、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。
- (3) その他
第1号及び前号の行政上の措置に係る対応については、期限(対応に要する時間を考慮し、適宜設定)を付して報告を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に改善報告を求めるものとする。

(国への報告)

第8条 市長は、法第197条第2項の規定に基づき、検査の状況について、別に定めるところにより、厚生労働省に報告する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
(会津若松市介護サービス事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱の廃止)
- 2 会津若松市介護サービス事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱(令和元年6月13日決裁)は、廃止する。